

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	2 3	担当課	消防防災安全課
高圧ガス保安法	49 の 2-1	許認可等の内容	附属品検査		
<p>○高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号) (附属品検査)</p> <p><u>第 49 条の 2</u> バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの (第 59 条の 9 を除き、以下単に「附属品」という。) の製造又は輸入をした者は、<u>経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第 1 項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。</u></p> <p>(第 1 号～第 4 号 省略)</p> <p>2 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされるべき高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。</p> <p>3 再充てん禁止容器に装置する附属品について、第 1 項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。</p> <p>4 第 1 項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>[参考条文 1]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第 18 条 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>(第 1 号～第 3 号 省略)</p> <p>2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。</p> <p>(第 1 号～第 5 号 省略)</p> <p>六 内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務 (鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に係るものを除く。)</p> <p>[参考条文 2]</p> <p>容器保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号)</p>					

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	23	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	49の2-1	許認可等の内容	附属品検査	
第14条（申請）、第16条（附属品検査の方法）、第17条（規格）						
[参考条文3] 附属品告示（平成9年3月25日通商産業省告示第149号）						

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定